

まん延防止等重点措置期間中の区立公園等の対応について

1 公園占用の取扱い

(1) イベント等

感染リスクと公益性を比較検討した上で、実施することも可又はやむを得ないと判断したものについて、感染防止対策を徹底すること(占有者・参加者のマスク着用等)を条件に、占有を許可します。

イベントは区等の主催又は後援を伴うものに限る
開催時間は6時から20時まで(設営撤去を含む。)
飲食の提供は不可(酒類を含む。)

(2) キッチンカー出店(隅田公園のみ)

次の要件を満たすキッチンカーのみ、感染防止対策を徹底すること(占有者・参加者のマスク着用等)を条件に、占有を許可します。

営業時間は6時から20時まで
提供形態はテイクアウトのみ(テーブル・椅子不可)
酒類の提供は不可

2 対応期間

令和3年6月22日(火)から令和3年7月11日(日)まで